

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：新庄市、新庄市教育委員会、新庄市議会事務局、新庄市選挙管理委員会事務局、
新庄市監査委員事務局、新庄市農業委員会事務局

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異	
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	91.6	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	83.0	%
全職員	76.2	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異	
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	—	
本庁課長相当職	99.9	%
本庁課長補佐相当職	94.5	%
本庁係長相当職	98.9	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異	
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	93.5	%
31～35年	95.3	%
26～30年	87.5	%
21～25年	106.7	%
16～20年	89.6	%
11～15年	78.8	%
6～10年	93.8	%
1～5年	79.8	%

【説明欄】

- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」は、一週間の勤務時間に応じた算出とした。
(例：週の勤務時間が31時間の場合、 $31/38.75=0.8$ 人とカウント)
- ・週の勤務時間が少ない20時間未満の職員は算定対象から除いた。
- ・給与水準が相対的に低い会計年度任用職員において女性の割合が70%であるため、全職員で比較した場合、男女の給与の差異が大きい。
- ・役職段階別の本庁部局長・次長相当職区分がないため記載なし。
- ・勤続年数別1～5年に属する職員には、他の1～5年勤続職員に対して給与水準の高い職員（教育委員会指導主事や社会人採用）が属しており、該当者は全員男性である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。